令和5年度熊本市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(補正前) (補正) (計)

(1) 主要な建設改良事業

水 道 施 設 更 新 費 4,027,016千円 △ 186,130千円 3,840,886千円 第 6 次 拡 張 事 業 費 1,790,634千円 242,238千円 2,032,872千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収	人	
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 水道事業収益	13,792,781千円	△ 42,976千円	13,749,805千円
第1項 営業収益	12,827,118千円	△ 58,471千円	12,768,647千円
第2項 営業外収益	962,809千円	14,811千円	977,620千円
第3項 特別利益	2,854千円	684千円	3,538千円
	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 水道事業費用	11,517,616千円	92,670千円	11,610,286千円
第1項 営業費用	10,784,219千円	△ 16,592千円	10,767,627千円
第2項 営業外費用	716, 297千円	107,782千円	824,079千円
第3項 特別損失	12,100千円	1,480千円	13,580千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,619,594千円は、減債積立金2,078,003千円、過年度分損益勘定留保資金4,979,507千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額562,084千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,577,208千円は、減債積立金2,044,669千円、過年度分損益勘定留保資金4,970,138千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額562,401千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収	入	
(補正前の額)	(補正額)	(計)
1,885,849千円	△ 20,211千月	円 1,865,638千円
32,649千円	972千月	円 33,621千円
173,200千円	△ 22,122千月	円 151,078千円
0千円	939千月	939千円
支	出	
(補正前の額)	(補正額)	(計)
9,505,443千円	△ 62,597千月	9,442,846千円
7,217,440千円	△ 29,263千月	円 7, 188, 177千円
2,078,003千円	△ 33,334千月	9 2,044,669千円
	(補正前の額) 1,885,849千円 32,649千円 173,200千円 0千円 支 (補正前の額) 9,505,443千円 7,217,440千円	 (補正前の額) (補正額) 1,885,849千円 32,649千円 173,200千円 0千円 支 大 大 大 出 (補正前の額) (補正額) 9,505,443千円 7,217,440千円 (補正額) △ 29,263千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)(補正前の額)(補正額)(計)(1) 職員給与費1,860,042千円4,447千円1,864,489千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科 目)(補正前の額)(補正額)(計)(1) 補 助 金68,937千円41,939千円110,876千円

熊本市長大西一史